



## 事業アイデアコンテスト

# 「SOCIAL INNOVATION Meets up KYOTO」

## 募集要領

応募期間 令和4年9月12日（月）～令和4年11月30日（水）

詳細 URL <https://social-innovation.kyoto.jp/spread/5160>

2022年10月19日改訂版 ※赤字箇所を改訂しました。



公益財団法人京都高度技術研究所

〒600-8813 京都府京都市下京区中堂寺南町134番地

担当：京都市ソーシャルイノベーション研究所

※本事業に関するお問合せは、原則、Eメールでお願いします。

E-mail: [silk@astem.or.jp](mailto:silk@astem.or.jp)

TEL: 075-366-5527（平日9時～17時）

URL: <https://social-innovation.kyoto.jp/>

## 1. 概要

ソーシャル・イノベーションに取り組む企業等のネットワークを更に広げるため、所在地や創業年数を問わず、アイデア段階のものも含めて幅広く社会的課題を解決する取組を発表いただく事業アイデアコンテストを開催します。

## 2. 応募要件（対象者）

本事業の対象は、以下の①～③の全てに該当する企業・団体、個人、グループです。

- ① ビジネスによって社会的課題の解決や社会的課題を生まないビジネスを行っている、又は目指していること
- ② マルチステークホルダー（消費者、従業員、株主、取引先、地域社会、地球環境等）に対し、配慮した経営を行っている、又は目指していること
- ③ 社会に対して大きなインパクトのある取組になっている、又は目指していること

## 3. 応募方法・応募書類

～応募をご検討されている方は、まずは「SILKの相談会」にご参加ください～

「SILKの相談会」にご参加のうえ、応募される場合は、以下の応募書類をご用意ください。エントリーシート等の様式は、SILKのウェブサイトからダウンロードできます。

URL: <https://social-innovation.kyoto.jp/spread/5160>

なお、応募には以下の推薦団体による推薦が必要です。これまでにご利用になったことや関係のある推薦団体にご相談ください。

### 【推薦団体（予定）】

京都商工会議所 / 株式会社京都銀行 / 京都中央信用金庫 / 京都信用金庫 / 京都信用保証協会 / 日本政策金融公庫 / 公益財団法人信頼資本財団 / 一般社団法人京都知恵産業創造の森 / 一般社団法人リリース / 京都リサーチパーク株式会社 / 株式会社ウエダ本社 / U35-KYOTO

（順不同、2022年9月12日現在）

	応募書類
1	エントリーシート（第1号様式2）
2	推薦書（第1号様式3）※「SILKの相談会」に参加された方に書類をお送りします。
3	取組内容が分かるもの（会社案内等）（あれば）

※提出書類に関する使用言語は日本語のみとします。

### 【提出先】

京都市ソーシャルイノベーション研究所 silk@astem.or.jp 宛に応募書類1～3をメール添付ファイルにて送信してください。

応募書類3が紙媒体の場合は以下の住所に郵送してください（11月30日必着）。

< 郵送先 >

〒600-8813 京都府京都市下京区中堂寺南町134番地

公益財団法人京都高度技術研究所

京都市ソーシャルイノベーション研究所 川勝・小倉宛

【応募書類に関する留意事項】

- ・ 「エントリーシート（第1号様式2）」に記載している「個人情報の取扱いについて」をご一読いただき、同意のうえご応募ください。
- ・ 事務局から受領済メールを送りますので、5営業日以内に返信メールが届かない場合、必ず、事務局まで電話又はメールでご連絡ください。
- ・ 添付ファイルはデータ容量20MB以内、windows PCで開ける形式で提出ください。
- ・ 「エントリーシート（第1号様式2）」は計4枚以内としてください。
- ・ 登壇者情報（企業名、役職、氏名）や貴社の取組内容に関する情報は本事業の広報に利用することがあります。
- ・ 応募後、企業名、代表者、所在地等の変更があった場合は、速やかに事務局まで報告してください。

## 4. 事業の流れ

時期	実施内容
9月～          ～11月末	<p style="text-align: center;"><b>【応募条件の確認】</b></p> <p>WEB サイトにて、認定制度の詳細や応募要領をご確認いただき、応募に関心がある方は、まずは「SILKの相談会」にお申込みください。</p> <p style="text-align: center;">▼ <b>【SILKの相談会】</b> に申込</p> <p style="text-align: center;"><b>【SILKの相談会】</b></p> <p>御社の事業やお取組についてお聞かせいただくとともに、認定制度の概要や申請フロー等についてご説明させていただきます。(複数回、参加可)。</p> <p style="text-align: center;">▼ 推薦団体に推薦を依頼</p> <p style="text-align: center;"><b>【応募】</b></p> <p>応募書類一式(推薦書含む)をメールにて <a href="mailto:silk@astem.or.jp">silk@astem.or.jp</a> に送付。</p>
～2月末	<p style="text-align: center;">▼ ピッチイベントに向けてプレゼン準備</p> <p style="text-align: center;"><b>【プレゼン練習会】</b></p> <p>プレゼン練習会への参加は任意ですが、極力ご参加ください。</p>
3月18日 (土)	<p style="text-align: center;">▼</p> <p style="text-align: center;"><b>【ピッチイベント】</b></p> <p>公開の場で短いプレゼンテーション及び質疑を行います。</p> <p style="text-align: center;"><b>表彰</b></p> <p style="text-align: center;"><u>ピッチイベント当日にオーディエンス賞等を表彰。</u></p>
イベント 終了以降	<p>引き続き、SILKをご活用いただき、事業相談や仲間づくり等にお役立てください。また、是非ともSILKの取組にお力添えをお願い致します。</p>

(1) 募集開始：2022年9月12日（月）

(2) SILKの相談会（オンライン）：9月27日（火）、10月14日（金）、10月25日（火）、11月4日（金）、11月18日（金）各日午後

応募される方は必ず相談会に参加してください。応募要件の確認やエントリーシートのブラッシュアップ、プレゼンテーション等についてアドバイスします。

「SILKの相談会」は事前予約制です。

申込先 URL：<https://www.facebook.com/silk.kyoto/events/>

(3) 応募締切：2022年11月30日（水）必着

(4) ピッチイベント：2023年3月18日（土）

円滑な進行のため、指定の時間内になりましたらプレゼンを終了いただきます。予め時間内に収まるよう、プレゼンのご準備をお願いいたします。表彰は当日行います。

## 5. 審査基準

---

審査基準は”応援したいと思ったかどうか”

一般参加者の投票数を最も多く集めた発表者に対して賞を付与します。

## 6. 受賞者等に対する支援

---

発表いただいた事業アイデアの実現等について、SILKが相談対応等いたします。

【支援例】

(1) SILK イノベーション・コーディネータによる事業相談

(SILK メンバーページ URL：<https://social-innovation.kyoto.jp/member>)

(2) SILK のウェブサイトや facebook 等による広報協力

## 7. その他

---

次の以下の(1)~(10)のいずれかに該当する企業・団体、個人は、応募の対象外となります。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業並びにそれらに類似する業種を営む者（ただし、同法第2条第6項第4号に規定するものを営む者を除く。）

(2) 市町村税を滞納している者

(3) 役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又は事業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者

(4) 暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

(5) 代表者（代表者、法人でその役員（業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずるものをいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずるものと同様以上の支配力を有すると認められるものを含みます。））について、京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条5号に規定する暴力団密接関係者であると認められる者

- (6) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
- (7) 役員等が暴力団及び暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的或いは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- (8) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (9) 購入契約その他の契約にあたり、その相手方が(4)から(9)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められる者
- (11) (4)から(9)まで((10)の場合を除く。)のいずれかに該当する者を購入契約その他の契約の相手方とした場合に、当財団が当該契約の解除を求めたにも関わらず、これに従わない者